

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減割合について、現行6割・4割 から 7割・5割・2割 へ改正

所得層を段階的に区分して、低所得世帯に対する保険税の軽減適用を行なっている。

世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の前年の総所得金額等の合計が、国の定める所得以下の世帯については、制度として保険税の均等割・平等割額を減額している。

○国民健康保険税

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	(前年中の総所得金額等 －基礎控除:33万円) × 7.25/100	(前年中の総所得金額等 －基礎控除:33万円) × 2.00/100	(前年中の総所得金額等 －基礎控除:33万円) × 1.55/100
均等割	1人当たり年間 18,000円	1人当たり年間 4,200円	1人当たり年間 12,600円
世帯別 平等割	特定世帯・特定継続世帯以外 1世帯当たり年間 18,600円	—	—
	特定世帯 1世帯当たり年間 9,300円 特定継続世帯 1世帯当たり年間 13,950円		
賦課限度額	51万円	14万円	12万円

○国民健康保険税減額基準

(1) 総所得等の合計が 33万円以下 のとき 7割軽減(改正後) ← 6割軽減(改正前)
(2) 総所得等の合計が 33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数) 以下のとき 5割軽減(改正後) ← 4割軽減(改正前)
(3) 総所得等の合計が 33万円 + (35万円 × 被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数) 以下のとき 新設 2割軽減(改正後) ← 軽減なし(改正前)

条例では、軽減する金額を制定しているのので、軽減割合を6割4割から7割5割2割へ改正した場合には、以下のとおりの金額になります。

<改正する金額についての説明資料>

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第21条 (1) ア : 被保険者均等割額 <u>12,600円</u> (7割軽減) (計算式 18,000円 × 0.7 = 12,600円)	(国民健康保険税の減額) 第21条 (1) ア : 被保険者均等割額 <u>10,800円</u> (6割軽減) (計算式 18,000円 × 0.6 = 10,800円)
イ : 世帯別平等割額 (ア) <u>13,020円</u> (7割軽減) (計算式 18,600円 × 0.7 = 13,020円) (イ) <u>6,510円</u> (7割軽減) (計算式 9,300円 × 0.7 = 6,510円) (ウ) <u>9,765円</u> (7割軽減) (計算式 13,950円 × 0.7 = 9,765円)	イ : 世帯別平等割額 (ア) <u>11,160円</u> (6割軽減) (計算式 18,600円 × 0.6 = 11,160円) (イ) <u>5,580円</u> (6割軽減) (計算式 9,300円 × 0.6 = 5,580円) (ウ) <u>8,370円</u> (6割軽減) (計算式 13,950円 × 0.6 = 8,370円)
ウ : 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 <u>2,940円</u> (7割軽減) (計算式 4,200円 × 0.7 = 2,940円)	ウ : 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 <u>2,520円</u> (6割軽減) (計算式 4,200円 × 0.6 = 2,520円)
エ : 介護納付金課税被保険者に係る被保険者 <u>8,820円</u> (7割軽減) (計算式 12,600円 × 0.7 = 8,820円)	エ : 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 <u>7,560円</u> (6割軽減) (計算式 12,600円 × 0.6 = 7,560円)

改正後	
(2)	
ア : 被保険者均等割額	<u>9,000円</u> (5割軽減) (計算式 $18,000円 \times 0.5 = 9,000円$)
イ : 世帯別平等割額	
(ア) <u>9,300円</u> (5割軽減)	(計算式 $18,600円 \times 0.5 = 9,300円$)
(イ) <u>4,650円</u> (5割軽減)	(計算式 $9,300円 \times 0.5 = 4,650円$)
(ウ) <u>6,975円</u> (5割軽減)	(計算式 $13,950円 \times 0.5 = 6,975円$)
ウ : 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	<u>2,100円</u> (5割軽減) (計算式 $4,200円 \times 0.5 = 2,100円$)
エ : 介護納付金課税被保険者に係る被保険者	<u>6,300円</u> (5割軽減) (計算式 $12,600円 \times 0.5 = 6,300円$)

改正前	
(2)	
ア : 被保険者均等割額	<u>7,200円</u> (4割軽減) (計算式 $18,000円 \times 0.4 = 7,200円$)
イ : 世帯別平等割額	
(ア) <u>7,440円</u> (4割軽減)	(計算式 $18,600円 \times 0.4 = 7,440円$)
(イ) <u>3,720円</u> (4割軽減)	(計算式 $9,300円 \times 0.4 = 3,720円$)
(ウ) <u>5,580円</u> (4割軽減)	(計算式 $13,950円 \times 0.4 = 5,580円$)
ウ : 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	<u>1,680円</u> (4割軽減) (計算式 $4,200円 \times 0.4 = 1,680円$)
エ : 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	<u>5,040円</u> (4割軽減) (計算式 $12,600円 \times 0.4 = 5,040円$)

(3)	
ア : 被保険者均等割額	<u>3,600円</u> (2割軽減) (計算式 $18,000円 \times 0.2 = 3,600円$)
イ : 世帯別平等割額	
(ア) <u>3,720円</u> (2割軽減)	(計算式 $18,600円 \times 0.2 = 3,720円$)
(イ) <u>1,860円</u> (2割軽減)	(計算式 $9,300円 \times 0.2 = 1,860円$)
(ウ) <u>2,790円</u> (2割軽減)	(計算式 $13,950円 \times 0.2 = 2,790円$)
ウ : 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	<u>840円</u> (2割軽減) (計算式 $4,200円 \times 0.2 = 840円$)
エ : 介護納付金課税被保険者に係る被保険者	<u>2,520円</u> (2割軽減) (計算式 $12,600円 \times 0.2 = 2,520円$)